

「ミッションを有する企業」とは何か

—二〇一九年フランスPACTE法による改革—

石川 真衣

一、はじめに

二〇二〇年六月、フランスの食品大手のダノン社は同国の上場会社初の「ミッションを有する企業 (entreprise a mission)」となり、国内外から注目された。「ミッションを有する企業」は、企

業の成長及び変革に関する二〇一九年五月二二日の法律第二〇一九―四八六号（通称「PACTE法」）により新たに導入された制度である。この法律による改正後の民法典及び商法典の規定に基

づき、自らの社会的ミッション・環境上のミッションを定款に明記し、ミッションの遂行のための管理体制を構築した会社は、所定の手続を経て「ミッションを有する企業」を名乗ることができ

る。このような動きは、会社が社会において果たす役割に対する近年の関心の高まりを示すものである。

もともといわゆる「社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）」は欧州域内において広く見受けられるものであり、欧州委員会が二〇二〇年一月に公表したレポート (European Commission,

Social enterprises and their ecosystems in Europe.

Comparative synthesis report (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/4985a489-73ed-11ea-07e-01aa75ed71a1/language-en>)

「二〇二一年一月四日最終閲覧、以下すべてのウェブサイトにつき同じ」)においても各国に多種多様な形態が存在することが指摘された。もともと、そうした形態の前提は、社会への寄与を優先目的として明確に掲げていることにあり、株主への利益配当目的を重視する場合、営利企業は「社会的企業」のなかに当然には含まれない。しかし、欧州委員会レポートにおいて、フランスの「ミッションを有する企業」は、利益の創出とともに定款に定める明確な社会的目的をも追求し、会社の事業活動が広く利害関係者に与える影響を考慮するものであることから、「ボーダーライン型」として紹介されている(前述欧州委員会レポート一

一五頁、一二七頁)。

冒頭に紹介したダノン社は、PACTE法上の「ミッションを有する企業」となるために株主総会において定款変更議案を決議に付すことを決定し、二〇二〇年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い株主総会は株主の物理的出席が認められない「非公開 (nais clos)」方式という異例の形で開催されたが、当該議案は九九・四二%の賛成をもって可決された(なお、このような状況の下での株主総会の開催については、拙稿・本誌第六〇巻第九号四四頁参照)。本稿では、このような上場会社による選択の例もある「ミッションを有する企業」という新たな制度の導入の背景とその意義に注目し、フランスにおける議論の状況を概観することとした。

二、「ミッションを有する企業」 制度の導入

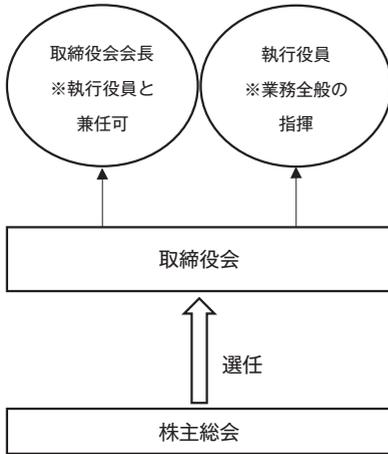
PACTE法は、フランス型企業モデルの変革をもたらすことを目的とした政府提出法律案 (projet de loi) を基にし、マクロン大統領の経済改革構想の一環として成立したものである。その目的として掲げられたのは、①雇用創出を図るために企業を成長させること、及び②従業員に対する利益分配状況の改善のために社会における企業の再定義を行うことである。このためにPACTE法は多数の改革を行ったが、なかでも株式会社を有する企業「制度」の創設の三つである。

(1) 民法典一八三三条の改正

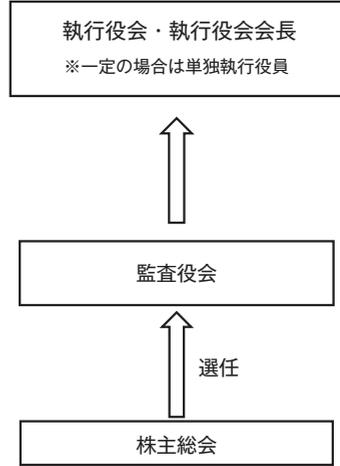
PACTE法により民法典一八三三条に追加されたのは、各会社はその事業活動が社会及び環境に与える影響を考慮しなければならないとする文言である (民法典一八三三条二項)。会社の社会的責任及び環境責任に関する明文の規定を設けた点は、非常に注目された。その理由の一つは、民法典一八三三条は会社の一般規定であり、株式会社も会社の一種として適用対象となるためである。民法典一八三三条の改正に合わせて、一層制の株式会社取締役会 (conseil d'administration) 及び二層制の株式会社取締役会 (directoire) に関する商法典の規定も改正され、取締役会及び執行役会は、会社の活動に伴う社会的及び環境上の課題 (enjeux) を考慮してその会社の利益に従い、会社の事業活動の方針を決定し且つその実行を監視することが定められた (商法典L・二二五

図1 フランスにおける株式会社の機関設計の概略図

①一層制の株式会社



②二層制の株式会社



一三五条、L・二二五―六四条）。

(2) 民法典一八三五条の改正

民法典一八三五条は、会社の定款とその記載事項に関する規定である。PACTE法により、会社が任意で会社の存在意義 (raison d'être) を定款に記載できることが民法典一八三五条に新たに明文で定められた。これはPACTE法案策定のために二〇一八年に作成されたNotat-Senard報告書の提案が基となっている。同報告書は、全体的に短期主義的な投資行動 (ショート・ターミズム) を問題視する立場から企業法関係の改正提案を行うなかで、特に会社が自らの存在意義が何かを改めて意識する必要があるとして、あらゆる会社がその存在意義を定款に記載することができることを民法典一八三五条に定めることを提案していた (Nicole Notat et Jean-Dominique Senard,

Rapport aux Ministres de la Transition écologique et solidaire, de la Justice, de l'Économie et des Finances, du Travail, « L'entreprise, objet d'intérêt collectif », Recommandation n.°11 (<https://www.economie.gouv.fr/mission-entreprise-et-interet-general-rapport-jean-dominique-senard-nicole-notat>)。)

会社が新たに定款に存在意義を明記するために定款変更が必要となるが、具体的な記載方法や内容について法律に定めはなく、各会社の判断に委ねられている（定款変更により存在意義を明記した会社の記載例について、表1参照）。二〇二〇年末現在、その存在意義を定款に記載した会社は少なくなく、大規模企業としては Carrefour（二〇一九年六月）、SNCF（同年十一月）、Orange、EDF、Engie（いずれも二〇二〇年五月）などが挙げられる（カッコ内は定款記載時

期）。民法典一八三五条の改正とともに商法典の規定も見直され、株式会社の取締役会及び執行役会は、民法典一八三五条に基づき存在意義が定款に明記されている場合にはこれを考慮すべきことが定められた（商法典L・二二五―三五条、L・二二五―六四条）。

(3) 「ミッションを有する企業」制度の創設

「ミッションを有する企業」はPACTE法により新たに創設された制度である。こうした制度を設けることは前述したNotat-Senard報告書において提案されており、同報告書は、四つの要件(1)定款における企業の存在意義の明記、(2)情報請求権をはじめとする調査手段を与えられた影響調査委員会（場合によっては利害関係者を含むもの）の設置、(3)定款に明記された存在意義の遵守についての第三者による検証及びガバナンス機関

「ミッションを有する企業」とは何か

表 1 定款における存在意義の記載例

会社名（カッコ内は業種）	定款上の存在意義の文言
Atos（IT サービス）	「我々のミッションは、情報空間の形成に寄与することである。我々の専門知識及びサービスにより、多文化的アプローチから知識、教育、研究の発展を支え、化学技術の卓越性に寄与する。我々は世界中で我々の顧客及び協力者そしてより一般的にはより多くの者に、情報空間のなかで持続的に且つ安心して生き、働き、進歩することを可能にする。」
Carrefour（スーパーマーケット）	「我々のミッションは、質が高く且つ流通網全体を通してすべての者が入手可能なサービス、製品及び食品を顧客に提供することである。我々の協力者の能力、責任ある且つ多文化的なアプローチ、地域への定着及び生産・消費様式への対応能力により、我々はすべての者にとっての食遷移（dietary transition）の先駆者となる望みを抱いている。」
Danone（食品）	「可能な限り多くの者に食を通じて健康を提供する」
EDF（電力）	「地球の保護、安らぎと発展の調整を可能とするカーボンニュートラルなエネルギーの未来を電気及び革新的なソリューション及びサービスを通じて創る」
Engie（ガス）	「カーボンニュートラルな経済への移行を加速化させるために、より省エネルギー且つ環境により配慮したソリューションを通じて行動する」
Orange（通信）	「Orange は各人に責任あるデジタルワールドの鍵を与える信頼できるアクターである。／我々のミッションは、すべての活動範囲において、デジタル化がより人間的・包括的・持続的な形で構想・提供・利用されることを保障することである。／Orange は人及び組織のデジタル化された日常における自由及び安全性を強化することを約束する。／あらゆる場所で且つすべての者に対して、グループに所属する女性及び男性のコミュニティのエンゲージメント及びその専門知識により、Orange は革新的な技術及びサービスを展開する。」

による開示、(4)従業員五〇〇人を超える会社と同様の非財務パフォーマンスの開示)を満たすすべての会社形態に「ミッションを有する企業」となる選択肢を与えることを提案していた(Notat-Standard 報告書、Recommandation n°12)。PACTE法は、この提案を基礎に、「ミッションを有する企業」となる会社は商法典L・二一〇一〇条に定める次の各要件を満たす必要があることを定めた。

- ・ 民法典一八三五条の存在意義を定款に明記すること
- ・ 会社がその事業活動の範囲内で追求することをミッションとする一つまたは複数の社会的・環境上の目的を定款に定めること
- ・ ミッションの遂行を監視する方法を定款に定めること及びミッション委員会(Comité de

mission)を設置すること

・ 独立第三者機関が社会的・環境上の目的の遂行を検証すること

・ 会社が商事裁判所の書記課に「ミッションを有する会社」としての資格の届出を行うこと(商業・会社登記簿(registre du commerce et des sociétés)に公示される)

独立第三者機関とは別に、会社のミッションの遂行についてモニタリングを行うのが、ミッション委員会である。ミッション委員会は、モニタリングに必要な確認を行い、必要となるあらゆる書面の提出を受けけるほか、毎年、業務報告書(rapport de gestion)に添付される報告書を会社の計算書類を承認する株主総会に提出することに(商法典L・二一〇一〇条三号)。委員会構成員には少なくとも従業員一人が含まれる必

要がある。なお、常勤の従業員数が五〇人未満の場合、ミッション委員会の代わりに *réfèrent de mission* と呼ばれる者を一人置くことを定款で定めることができる（L・二一〇―一二条）。この者は会社の従業員であつてもよいが、外部の者でもよい。

三、「ミッションを有する企業」の位置づけ

「ミッションを有する企業」は二〇一九年 P A C T E 法により新たに導入された制度であるが、これは法律上の新たな会社形態ではなく、あくまで既存の会社形態（株式会社、有限会社等）に任意に加えることができる一種の「ラベル」にすぎない。しかし、その意義は、各会社が社会的問題や環境上の問題に対する自らの姿勢を法的枠組み

内で強調できることにあり、会社は対外的に社会・環境問題に対する自らの関与度（エンゲージメント）を示すことができ、会社機関はその目的の遂行のために追加的な義務を法律上負うことになる。義務違反があつた場合の責任をめぐる問題については、後述する。

フランスの「ミッションを有する企業」と度々比較されるのが、米国のベネフィット・コーポレーション（*benefit corporation*）である。もともと米国において、会社の役員が株主の利益以外の利益を考慮することができる旨を明文で認める利害関係者法（*constituency statutes*）が存在し、一九八〇年代の敵対的買収から買収会社の従業員や地域社会を保護する目的で一九八三年にペンシルベニア州において制定されて以降、多くの州に導入された。「一般的な公益（*general public benefit*）」を生み出すことを目的とするものとし

表2 PACTE 法による改正と規制対象会社における義務

対象	根拠条文	義務内容
すべての会社	民法典1833条2項	会社の利益のための運営・社会及び環境に与える影響の考慮
存在意義を定款に明記した会社	民法典1835条、商法典L.225-35条、L.225-64条	取締役会・執行役員による存在意義の考慮
ミッションを有する会社	商法典L.210-10条	ミッション委員会の設置（原則）、同委員会による報告書提出、独立機関による検証等

て二〇一〇年にメリーランド州に導入され、その後他の州に相次いで導入された形態であるベネフィット・コーポレーションには株主以外の利益が追求される意味で利害関係者法に通じるところがあるが、この形態が生まれた背景には米国における会社の社会的責任に対する近時の関心の高まりがある。

ベネフィット・コーポレーションの原点は民間機関による認証にあり、非営利機団体である「B Lab」が社会・環境面のパフォーマンス、透明性、説明責任（アカウンタビリティ）について自らที่กำหนดした要件を満たす会社に対して「B Corp」という認証を与えたことにある。こうした動きがきっかけとなり、二〇一〇年のメリーランド州における制定法をはじめとする法制化に至る。州によって若干異なる部分はあるが、ベネフィット・コーポレーションであることを定款に

明記する必要があり、第三者機関の定める基準に照らした評価、報告書の作成及び開示などを行わなければならない。米国の例は欧州においても注目され、イタリアはいち早くベネフィット・コーポレーションをモデルとした *Societa Benefit* を二〇一五年十二月二八日の法律により制定法に取り入れた。フランスにおける「ミッションを有する企業」制度の導入はこのイタリアに続く例とみることができよう。

四、サンクシヨンのあり方と責任 追及の問題

「ミッションを有する企業」制度の創設は営利企業モデルの変革と捉えるべきなのか。理念的にはフランス型企業モデルの明確化が目指され、会社利益追求と異なる目的をミッションとして追

求する場合にそれを対外的に示すための法的枠組みが与えられたと解することができる。問題となるのは、ミッションが遂行されなかった場合のサンクシヨンのあり方である。

「ミッションを有する企業」について、PAC TE法は資格表記の削除に関する規定を置いている。商法典L・二一〇一一〇条に定められた条件が満たされていないとき、または独立第三者機関が会社が定めた社会的及び環境上の一つまたは複数の目的が遂行されていないとしたときには、検察及びあらゆる利害関係者は、会社が発行するすべての書面及び電子媒体からの「ミッションを有する会社」の表記の削除を命じることを申立てることができる（L・二一〇一一一条）。これはいわゆる「グリーンウォッシング（greenwashing）」、すなわち環境に配慮しているように装う行為などを防止する目的を有する。

ミッションが遂行されなかった場合、役員の仕事を追及することはできるのか。「ミッションを有する企業」の場合に限られないが、この点に関連して、PACTE法による民法典一八三三条及び一八三五条の改正が役員の仕事追及にもたらす影響に関する報告書がパリ金融市場高等法制委員会（Haut Comité Juridique de la Place Financière de Paris）により二〇二〇年六月に公表された（HCJP, *Rapport sur la responsabilité des sociétés et de leurs dirigeants en matière sociale et environnementale et examen des conséquences juridiques associées aux modifications apportées aux articles 1833 et 1835 du Code civil* (https://www.banque-france.fr/sites/default/files/rapport_32_fpdf)）。この報告書は、社会・環境上の問題に関する会社の責任及び役員の仕事のあり方を検討する八八頁に及ぶも

のであり、そのなかで特にPACTE法の改正が訴訟リスクにもたらす影響が検討されている。PACTE法により新設された民法典一八三三条二項は強行法的性格（*caractère impératif*）を有し、これに基づき会社機関はその判断が社会及び環境に与える影響を考慮する義務を負い（前述したように、株式会社の場合、取締役会及び執行役会はそれぞれ考慮義務を負うことが別途明記されている）、また、民法典一八三五条に基づき定款に存在意義が明記されている場合にはこれについても考慮する義務を負うため（商法典L・二二五―三五条、L・二二五―六四条）、違反があった場合に会社及び会社において指揮権限を有する役員が責任を追及される可能性がある。

フランス法において、役員の仕事追及の訴えは会社訴権（*action sociale*）と個人訴権（*action individuelle*）の二つに分類される。前者は会社

が被った損害、後者は第三者または株主が被った損害をそれぞれ回復するための訴えである。役員
の責任について、商法典L・二二五―二五一条一
項は、「取締役及び執行役員 (*directeur gé-*
néral) は、会社または第三者に対して、株式会
社に適用される法律または規則の規定違反、定款
違反または業務執行上なされたフォート (過失)
について場合に依りて単独または連帯して責任を
負う。」と定める。ここでは、役員の責任追及の
問題に関する報告書の指摘を簡単にまとめておき
たい。

第一に、会社役員らの行為により会社が損害を
被った場合、*action ut singuli* と呼ばれる会社訴
権の個別的行使が考えられる。これは一定の要件
を満たす株主によって行使される訴権であり、わ
が国の株主代表訴訟としばしば比較されるもので
ある。株式会社の場合、株主がこれを行使し、民

法典一八三三条または一八三五条違反を理由に取
締役及び執行役員らの責任を追及することができる
(L・二二五―二五一条一項)。しかし、会社にお
ける決定手続のなかで社会・環境への影響が考慮
されているのであれば、基本的に役員らの責任が認
められる可能性は低いとされている。なお、
action ut universi と呼ばれる会社訴権の包括的
行使が会社の法律上の代表者 (*représentants*
legaux) により行使されることも考えられるが、
この点については、支配権の譲渡など一部の例外
的な場面を除き、現実には稀にしか行使されない
ことが指摘された。

第二に、個人訴権 (*action individuelle*) の行
使について、報告書は①株主により訴権が行使さ
れる場合と②株主以外の第三者により行使される
場合があるとする。①株主により訴権が行使され
る場合について、社会・環境責任が問題となる場

合、株主に個人的損害が発生したことを認定するにあたり裁判所は厳格な態度を採ることがまず指摘され、そのうえで社会・環境責任に関する会社の基本方針を参考にして当該会社への投資を行った株主が当該会社の役員がその方針に反する行為をしたまたは方針を考慮しなかったことを立証できる場合には個人訴権の行使が想定されうるとされた（もつとも、ここで認められうる損害として挙げられたのは、精神的損害 (*Prejudice moral*) である)。(2) 株主以外の第三者により訴権が行使される場合には、フランスでは判例上、第三者は役員に「職務から分離可能なフォート (*faute séparable des fonctions*)」があることを立証する必要がある。「職務から分離可能なフォート」がある場合とは、会社における職務の通常遂行と両立しない特に重大なフォートを故意になした場合と定義される (Cass. com., 20 mai 2003, N°

99-17.092, *Bull. Joly Sociétés* 2003, p.786)。これまで判例は「職務から分離可能なフォート」の認定について厳格な態度を貫いてきており、役員第三者に対する責任が認められた例は少ない。このように判例が制限的な態度を示していることに加えて、社会または環境上の課題の考慮は主として業務執行上の義務であることから、報告書は当該義務違反に当たる行為が「職務から分離可能なフォート」と認定されることは考えにくいと指摘する。

このように、パリ金融市場高等法制委員会の報告書は、PACTE法による改正が役員責任にもたらす変化を限定的なものと捉えている。こうした理解は、概ね現在の学界の理解と一致するものであるが、今後関連する訴訟としてどのようなものが提起されるかを見ていく必要がある。

五、むすびに代えて

「ミッションを有する企業」制度や定款上の存在意義の明記に関する規定の創設をはじめとする二〇一九年PACTE法の改革は、社会・環境問題に関する積極的な取り組みのための法的手段を会社に与えた。PACTE法によるフランス型企業モデルの改革は「二一世紀の現実に対応させるため」に実施されるものと紹介され、サンクションのあり方に不明確な部分があることが指摘されているものの、会社における決定プロセスにおいて看過しえない変革をもたらしたものと言える。紙幅の関係上、詳細を紹介できないが、PACTE法は株式会社取締役会（一層制の株式会社の場合）及び監査役会（二層制の株式会社の場合）の構成に関する改革も行い、男女比率や従業員代

表・従業員株主代表に関する規定の見直しもなされている。本稿で紹介した会社の目的に関係する改革は、このようなPACTE法の他の改革と一体のものとして、企業がバナンスに関する改革というより大きな枠組みのなかで捉えるべきものであると言えよう。

「ミッションを有する企業」となった会社やその存在意義を定款に明記した会社が果たす役割は今後明確化されると思われるが、フランスの上場会社として初めて「ミッションを有する企業」となったダノン社は、新型コロナウイルスの感染拡大の経営への影響を受けて秋には雇用削減計画を発表し、早くもCEOはその方針と「ミッションを有する企業」であることとの整合性について説明を求められることとなった。しかし、異例の状況において採られた具体的な対応に対する個別の評価は別として、PACTE法による改革は会社

法におけるパラダイム転換とも捉えられる側面を有する。この改革が実際にフランス会社法においてどのような意味を持つようになるのか、役員責任の問題にどのような変化をもたらすのか、今後の理論及び判例の展開を注視していきたい。

なお、二〇一九年PACTE法は、会社法分野に限らず、資本市場法・社会法・倒産法分野などにおいても重要な改革を行っている。その概要については、拙稿「資料「外国法制の紹介」 企業の成長及び変革に関する二〇一九年五月二二日の法律第二〇一九―四八六号（PACTE法）」比較法学五四巻二号九一頁（二〇二〇）を参照されたい。

【本稿は、JSPS科研費JP18K12688（若手研究）の助成による研究に基づくものである。】

（参考文献）

- Nicolas RONTCHEVSKY, « Une gouvernance des sociétés modernisée », *LPA*, 24 nov. 2020, n°235, p.8
- Iony RANDRIANIRINA, « Un nouveau véhicule juridique : la société à mission », *LPA*, 25 nov. 2020, n°236, p.6
- 高橋真弓「営利法人形態による社会的企業の法的課題(1)」一法一五巻二号七四七頁（二〇一六）
- 畠田公明「社会的営利会社（Benefit Corporation）における取締役の責任」福岡六四巻一号二七七頁（二〇一九）

（いしかわ まい・当研究所研究員）